

會 務

土木學會誌 第十七卷第一號 昭和六年一月

○昭和五年十一月二十四日役員會を開く、中川會長、中山前會長、八田、眞島の兩副會長、木津、橋本、谷口、平井、眞田、前川の各常議員、黒河内編輯委員長、丹治、牧野の兩主事出席、中川會長議長席に着き、下記事項を決議し終て丹治、牧野の兩主事より各々一般會務の報告ありたり。

△昭和六年度收支豫算の件は原案を承認すること。

其他會務に關する事項

○昭和五年十二月十五日役員會を開く、中川會長、八田、眞島の兩副會長、前川、眞田、近、谷口の各常議員、丹治、牧野の兩主事出席、中川會長議長席に着き、下記事項を決議し終て丹治主事より一般會務の報告ありたり。

△關西支部申出に係る昭和五年度關西支部交附金追加請求の件に關しては當年度限りとして申出通り金三百圓追加交附すること。

△昭和六年度關西支部豫算に關しては交附金を金千五百圓と修正の上更めて豫算を提出せしむること。

△コンクリート調査會委員長より報告の鉄筋コンクリート標準示方書の件は報告通り解説書と同時に發表すること。

△年内に開催豫定の講演會は講演者の都合により之を延期すること。

△昭和六年度總會に關する件は原案通り承認すること。

△井上前副會長、特に臨席の上説明ありたる仙石前會長提案の明治初年に於ける本邦土木工事に對する功勞者たる和蘭人ハンドールン氏の銅像建設計畫に對し本會は之が發起者たることを承認すること。

△前項ハンドールン氏銅像建設に關聯して當時招聘者中の唯一の生存者たる和蘭人リンドウ氏に對し本會は感謝狀を贈呈することとし文案其他は會長に一任すること。

△明治初年以來本邦土木工事に對する功勞者の傳記を調査編纂し會誌に登載することとし、其部門は不取敢、鐵道、治水、港灣、水道に關するものとし編纂委員の指命は會長に一任すること。

△日本工學會申出の萬國工業會議關係の「レゾリユーション」に關する委員會の本會代表委員は中川現會長を煩すこと。

其他會務に關する事項

○昭和五年十月十五日土木學會誌第十六卷第十號發行成規の手續を了し翌十六日之を各會員

に送付せり。

○昭和五年十一月十五日土木學會誌第十六卷第十一號發行成規の手續を了し翌十六日之を各會員に送付せり。

○昭和五年十二月一日會員名簿を發行し翌二日之を各會員に送付せり。

○昭和五年十二月十五日土木學會誌第十六卷第十二號發行成規の手續を了し翌十六日之を各會員に送付せり。

○昭和五年十一月十六日以降同年十二月十五日迄に於て入會の手續を了し名簿に登録したる者下記の通り（○印は轉格者を示す）

會 員

高 井 信 一 君

准 員

○高 原 芳 夫 君 井 村 智 昭 君 ○伊 藤 清 一 君 内 田 文 五 郎 君
越 智 治 正 君 柏 原 富 士 郎 君 黒 岩 茂 松 君 ○五 島 寛 君
佐 藤 武 治 君 田 中 敏 雄 君 ○高 橋 重 夫 君 津 田 信 逸 君
新 原 芳 夫 君 南 野 繁 夫 君

學 生 員

加 藤 修 君 清 水 清 三 君 淺 川 市 太 郎 君 宇 都 宮 公 三 君
佐 伯 幸 雄 君 科 莖 收 藏 君 橋 爪 廣 三 郎 君 藤 田 恭 二 君
山 田 千 太 郎 君

○下記諸君は退會せられたり。

准 員

小 山 良 雄 君 廣 瀬 美 壽 君 山 田 友 治 郎 君 速 水 隆 三 君

○昭和五年十一月十六日以降同年十二月十五日迄に於て寄贈及交換を受けたる雜誌其の他下記の通り。

寄贈の分

水道十一月號	1 冊	水 道 社
土木試験所報告第 19 號	1 冊	内 務 省 土 木 試 験 所
セメント界彙報第 247, 248 號	1 冊	セメント界彙報發行所
内外工業時報十一月號	1 冊	最 新 工 學 普 及 會
三菱電機第 11 號	1 冊	三 菱 電 氣 會 社 神 戶 製 作 所
電氣製鋼第 11 號	1 冊	電 氣 製 鋼 研 究 會
工學部紀要第 4 號	1 冊	東 京 帝 國 大 學 工 學 部

鐵道技術第 11 號	1 冊	鐵 道 技 術 社 會
工業第 52 號	1 冊	大 阪 工 業 會
セメント工業十一月及十二月號	2 冊	土 木 建 材 商 報 社
工業之大日本十一月號	1 冊	工 業 之 日 本 社
滿洲電氣協會々報第 5 號	1 冊	滿 洲 電 氣 協 會
工學報告第 3 號	1 冊	東 北 帝 國 大 學 工 學 部
工業要録第 10 號	1 冊	工 業 資 料 調 査 會
滿洲技術協會誌第 40 號	1 冊	滿 洲 技 術 協 會
昭和三年度朝鮮直轄工業河川工事年報	1 冊	朝 鮮 總 督 府 內 務 局
同 朝鮮河川調査年報	1 冊	同 上
東京土木建築業組合報十一月號	1 冊	東 京 土 木 建 築 業 組 合
ワツト十一月號	1 冊	ワ ッ ト 社
日立評論第 11 號	1 冊	日 立 評 論 社
シートアスファルト鋪裝標準示方書	1 冊	道 路 研 究 會
名古屋工業會々報第 92 號	1 冊	名 古 屋 工 業 會
シビル第 12 號	1 冊	シ ビ ル 社
工學十二月號	1 冊	東 京 工 學 社
東京工業會誌十二月號	1 冊	東 京 工 業 會
土木創刊號	1 冊	土 木 協 會
動力第 9 號	1 冊	日 本 動 力 協 會
工人第 11 號	1 冊	日 本 工 人 俱 樂 部
國產機械第 1 號	1 冊	國 產 機 械 館
國立公園十月號	1 冊	國 立 公 園 協 會
工學彙報第 4 號	1 冊	九 州 帝 國 大 學 工 學 部
水道十二月號	1 冊	水 道 社
工業第 53 號	1 冊	大 阪 工 業 會
工業畫報十二月號	1 冊	工 事 畫 報 社
交換の分		
港灣第 11, 12 號	2 冊	港 灣 協 會
造船協會雜纂第 103 號	1 冊	造 船 協 會
業務研究資料第 48~50 號	3 冊	鐵 道 大 臣 官 房 研 究 所
鐵と鋼第 11 號	1 冊	日 本 鐵 鋼 協 會

建築雜誌第 539 號	1 冊	建	築	學	會
衛生工業協會誌第 11 號	1 冊	衛	生	工	業
帝國鐵道協會之報第 11 號	1 冊	帝	國	鐵	道
日本鑛業會誌第 547 號	1 冊	日	本	鑛	業
日本建築士第 5 號	1 冊	日	本	建	築
機械學會誌第 163 號	1 冊	機	械	學	會
工政第 131 號	1 冊	工		政	會
工業化學雜誌同歐文	2 冊	工	業	化	學
電氣學會雜誌第 508 號	1 冊	電	氣	學	會

雜誌閱覽に就ての會告

下記の雜誌は本會事務所に備付置候間御希望の向は下記時間内御随意に御閱覽相成度候。

閱 覽 時 間

日曜日及祭日休、土曜日自午後一時至同四時、其他自午後四時至同八時。

但し役員會、委員會等開催の日は御斷り致すこと有之哉も計られず候間豫め御承知置被下度候。

備 付 雜 誌

Engineering	工	政
Engineering News-Record	港	海
Le Génie Civil	國	際
Railway Gazette	造	船
衛生工業協會誌	帝	國
機械學會誌	鐵	道
業務研究資料(鐵道大臣官房研究所)	鐵	と
建設	電	氣
建築雜誌	電	氣
工學部紀要(東大、京大、九大)	土	木
工學報告(東北帝大)	日	立
工業化學雜誌	名	古
工事畫報	滿	洲
	其	他
	寄	贈
	雜	誌

廣 告 料 (東京市京橋區築地上柳原町八番地 東京第一通信社取扱)
電話京橋 872 番、振替東京 8069 番

普通廣告 一回一頁 40 圓 一回半頁 25 圓

指定廣告	裏表紙三面對向 及廣告初頁	一回一頁 60 圓
	裏表紙三面	一回一頁 150 圓
	色アート	一回一頁 75 圓

- 指定廣告は凡て一箇年繼續申込のものに限り取扱ふものとす
- 會員自身の廣告に對しては總て上記料金の一割引とす
- 同一廣告の連續掲載申込に對しては半箇年分五分引、一箇年分一割引とす
- 廣告に寫眞版又は木版等を挿入する場合は之に要する實費を別に申受くるものとす

土木學會定款

總 則

第一條 本會ハ土木工學ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ土木學會ト稱シ事務所ヲ東京市麹町區八重洲町一丁目一番地ニ置ク
事務所ノ位置ノ變更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員會ニ於テ之ヲ決議シ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ行フコトヲ得

第三條 本會ハ地方ニ支會ヲ設クルコトヲ得

會 員

第四條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會員タルコトヲ得

一 工學專門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ五箇年乃至十箇年以上其業務ニ從事シタル者

二 土木工事設計ノ技能ヲ有シ五箇年以上重要ナル工事ヲ擔任シタル者

第五條 本會ニ贊助員准員及ヒ學生員ヲ置クコトヲ得其資格及ヒ權利義務ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

第六條 會員ニシテ本定款若シハ土木學會規則ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ汚スノ行爲アリト認メラレタル者アルトキハ本會ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

會 費

第七條 會員ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會費ヲ負擔ス

役 員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | |
|---------|-----|
| 一 會 長 | 一 名 |
| 二 副 會 長 | 二 名 |
| 三 常 議 員 | |

常議員ノ數ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

第九條 本會ノ理事ハ三名トシ會長及ヒ副會長ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 役員ハ總會ニ於テ東京市及ヒ其附近在住會員中ヨリ帝國在住會員ノ投票ニ依リ之ヲ選舉ス
同數ノ投票ヲ得タル者二人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス

第十一條 會長ノ任期ハ一箇年トシ重任スルコトヲ得ス

副會長及ヒ常議員ノ任期ハ二箇年トシ毎年其半數ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス

第十二條 役員ニ臨時缺員ヲ生シタルトキハ役員會ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得

補選セラレタル役員ハ前任者ノ殘期間在職スルモノトス

第十三條 役員會ハ會長副會長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十四條 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ權限ニ屬セシメサル會務ハ總テ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ處理ス

會 計

第十五條 本會ノ經費ハ會費寄附金其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

會 合

第十六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ爲スヘシ

第十七條 本會ハ土木學會規則ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十八條 總會ハ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ召集ス

第十九條 總會ニ於テ出席員四分ノ三以上ノ同意アルトキハ第二十二條ノ場合ヲ除クノ外豫メ通知セザリシ事項ニ就キ決議ヲ爲スコトヲ得

第二十條 會員ハ自ら會場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ與カリ又ハ表決ヲ爲スコトヲ得ス但シ第十條ノ役員

選舉ニ關シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得

雜 則

第二十一條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木學會規則ヲ以テ之ヲ規定ス

土木學會規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 總會ニ於テ全會員五分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得

改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第二十三條 第一回ノ會長、副會長及常議員ハ定款第十條ヲ準用シ發起人總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 第一回ニ選舉セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員ノ各半數ノ任期ハ大正五年一月ノ總會迄トシ副會長及常議員ノ殘半數ノ任期ハ大正六年一月ノ總會迄トス

土 木 會 學 規 則

第一條 會員タラント欲スル者ハ會員三名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

前項ノ希望者アリタルトキハ會長ハ之ヲ役員會ノ議ニ附シ入會ノ可否ヲ定ム

第二條 入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金拾圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ會員名簿ニ登錄ス

第三條 退會セント欲スル者ハ其旨ヲ會長ニ申出ツヘシ

第四條 本會ノ趣旨ヲ贊成シテ一時ニ金貳百圓以上又ハ之ニ相當スル物件ヲ寄附スル者ヲ贊助員トス

第五條 贊助員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ會長ニ差出スヘシ

寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ贊助員名簿ニ登錄ス

第六條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得

一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケタル者

二 工學ノ智識ヲ有シ三箇年以上土木ニ關係アル業務ニ從事シタル者

第七條 准員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金五圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登錄ス

第八條 工學専門ノ高等學校程度以上ノ學校在學中ノ者ハ學生員タルコトヲ得

第九條 學生員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金貳圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ學生員名簿ニ登錄ス

第十條 贊助員、准員及ヒ學生員ハ會務ノ議定ヲ除クノ外會員ノ權利ヲ享有ス

第十一條 准員カ會員ニ又ハ學生員カ准員若クハ會員ニ轉セントスルトキハ各其資格ニ該當スル入會ノ手續ヲ準用ス但入會金ハ各其差額ヲ納付スヘシ

第十二條 會員ノ會費ハ年額金拾八圓トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

新ニ入會シタル者ハ月割ヲ以テ會費ヲ納付スヘシ

一時ニ金百六拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十三條 會員六箇月以上會費ノ納付ヲ怠リタルトキハ會長ハ役員會ノ議ヲ經テ會員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得

怠納二箇年ニ及フ者ハ定款第六條ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第十四條 退會其他ノ事由ニ依リテ會員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既ニ納付シタル會費ノ返還ヲ求ムル事ヲ得ス

又本會ニ對シテ負フタル債務ハ之ヲ辨償スヘシ

第十五條 准員ノ會費ハ年額金拾貳圓トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

一時ニ金百拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十六條 前條第二項ノ准員カ會員ニ轉シタルトキハ其會費ハ年額金六圓トシ轉シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

前項ノ會員カ更ニ一時金三拾圓ヲ納付シタル時ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十七條 學生員ノ會費ハ年額金七圓五拾錢トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

第十八條 會長ハ本會ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ役員會ノ議長トナル

副會長ハ學長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十九條 定款第八條ノ常議員ノ定員ハ八名トス

定款第十條ノ其附近ノ區域トハ東京市隣接ノ各郡及横濱市トス

第二十條 會長ハ退任後ト雖役員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一 主 事	二 名
二 編輯委員長	一 名
三 編輯委員	若干名

第二十二條 主事ハ庶務會計又ヒ會誌刊行ノ事務ヲ掌ル

第二十三條 編輯委員長及ヒ編輯委員ハ會誌原稿撰定ノ事ヲ掌ル

第二十四條 役員及ヒ職員ハ總テ名譽職トス

第二十五條 職員ハ役員會ニ於テ會員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ一箇年トス但シ再選セララルコトヲ得

第二十六條 會長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得

第二十七條 會長ハ毎年十一月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一箇年收支豫算ヲ調製シ役員會ノ承認ヲ經ヘシ

第二十八條 會長ハ毎年一月ニ於テ前年中ノ收支決算財産債權及ヒ債務ノ狀況ヲ調査シ役員會ノ承認ヲ經テ同月ノ總會ニ報告スヘシ

第二十九條 豫算費目内ノ支出ハ會長之ヲ專行スルコトヲ得

豫算費目ノ流用ハ役員會ノ議決ヲ得ルヲ要ス

第三十條 會長ハ常用雜費ノ支拂ノ爲メ役員會ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 總會ハ毎年一月之ヲ開ク

總會ニ於テハ會長講演ヲ爲ス

第三十二條 臨時總會ハ役員會カ必要ト認ムルトキ又ハ全會員十分ノ一以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク

第三十三條 役員會ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 總會及ヒ役員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 本會ハ毎年三回以上講演會ヲ開キ毎年六回以上會誌ヲ發行ス

第三十六條 本會ハ土木工學又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ

第三十七條 本會ハ本會會誌所載ノ論說報告等ニシテ優秀ナルモノニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ賞牌ヲ贈ルコトアルヘシ

第三十八條 定款第六條並本則第一條第二項及ヒ第三條ノ規定ハ贊助員、准員及ヒ學生員ニ本則第十二條第二項第十三條及第十四條ノ規定ハ准員及ヒ學生員ニ之ヲ準用ス

第三十九條 支會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 總會ニ於テ全會員十分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得但シ修正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第一回ノ職員ノ任期ハ大正五年一月マテトス

土木學會關西支部規定

第一條 大阪ニ支會ヲ置キ之レヲ關西支部ト稱ス

第二條 支部ニ支部長ヲ置キ支部ニ關スル一般事務並ニ左ノ事業ヲ委囑ス

講 演 會

見 學 旅 行 土 木ニ關ル研究調査

前項以外ノ事業ニ就テハ會長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

支部長ハ本會役員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三條 支部長ハ左ノ府縣在住ノ會員ノ互選ニヨリ會長之レヲ委囑ス

京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣

第四條 支部長ノ任期ハ一年トシ重任スルコトヲ得ス

第五條 支部ニ左ノ職員ヲ置キ支部長之レヲ委囑シ會長ニ報告スルモノトス

商 議 員 若 干 名

幹 事 長 一 名

幹 事 若 干 名

第六條 支部長ハ毎年十月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一年ノ收支豫算ヲ調製シ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 支部長ハ毎年一月十日迄ニ於テ前年中ノ收支決算並ニ事業一般ニ付會長ニ報告シ收支決算ニ付テハ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第八條 支部長ハ支部職員ノ數任期其ノ他ニ關スル内規ヲ作製シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

附 則

第一回ノ支部長ハ發起人會ノ選舉ニヨリ會長之レヲ委囑ス

寄稿に関する注意事項

- (1) 御寄稿は成るべく本會の原稿用紙を用ひ横書きとすること、原稿用紙は御請求次第送附す。
 - (2) 御寄稿は止むを得ざる場合の外は成るべく本會の原稿用紙 150 枚（本會誌 50 頁）程度とされたし、若し前記頁數を超過する場合は適宜其の程度に縮少を御願ひすることもあるべし。
 - (3) 假名は平假名とし、數字はなるべくアラビヤ文字を用ひられたし。
 - (4) 歐字は特に明瞭に認むること。
 n と u , u と v , r と v , a と α , r と γ
其の他頭字と小字とを判然たらしむる事。
 - (5) 原稿には必ず冒頭に英文表題及内容梗概を添附されたし。
 - (6) 附圖附表に就ては次の各項に御注意ありたし。
 - (イ) 圖面はその儘縮寫し得る様にトレーシング・ペーパー、オイル・ペーパー、トレーシング・クロス等とす。
 - (ロ) 凡て墨色を用ひインキ類或は彩色を施さざる事。
 - (ハ) 方眼紙は青野のものを用ひ（黄色、赤色の罫は使用せざる事）縦横線を必要とする部分には豫め墨線にて之を描き置かれたし。
 - (ニ) 圖表中の文字、數字は特に大きく肉太に書し縮寫したる後明瞭たらしむる事。
 - (ホ) 圖表類は製版の都合上可なり汚損するものと豫め御含み下されたし。
- (7) 寫眞は特に明瞭なるものを送られたし。
- (8) 講演、論說報告の各欄に掲載の分には抜刷 20 部を寄稿者に贈呈するものとし、尙寄稿者の希望に依り實費にて御要求に應ずる事あるべし。
算式其の他の記し方大體標準。
 - (1) 本文、文字間に算式を挿入する場合には次の如く記すこと。 a/b と書き $\frac{a}{b}$ を避けること。 $(a+b)/(c+d)$ と書き $\frac{a+b}{c+d}$ を避けること。
 - (2) 獨立したる列に算式を記す場合は次の如く記すこと。 $\frac{1}{3}x$ と書き $\frac{x}{3}$ を避けること。 $\frac{1}{2}(a+b)$ と書き $\frac{a+b}{2}$ を避けること。 $\frac{a}{b+c/d}$ と書き $\frac{a}{b+c\frac{1}{d}}$ を避けること。
 - (3) 千以上の數字は 53 247 000 の如く 3 つ單位に間隔をあけること。
 - (4) 名數は次の如く記し括弧の中の様を書くことを避くこと。
83.4 尺（八丈三尺四寸）、7 吋（七吋）、35 錢（三十五錢）、13.56 圓（十三圓五十六錢）、1~4 時間（一乃至四時間）、88 326 噸（八萬八千三百二十六噸）、1929 年 1 月 1 日（千九百二十九年一月一日）。

新入會者にして既刊會誌希望者に告ぐ

本會々誌は新入會者には入會の月より以降發行に係るものより配布致すべきに付其の以前の會誌御希望の場合は一部に付下記金額振替口座東京一六八二八番に拂込み用紙通信欄に其旨記入請求せられたし

残 部 内 譯

第五卷一號二號	一部金壹圓
第六卷六號	同金壹圓五十錢
第七卷二號三號四號	同金壹圓
第八卷一號	同金貳圓
第九卷一號二號三號五號六號	同金貳圓
第十卷二號三號四號五號六號	同金貳圓
第十一卷二號	同金貳圓
第十二卷二號三號五號六號	同金貳圓
第十三卷二號三號六號	同金貳圓
第十四卷一號二號三號四號五號六號	同金貳圓
第十五卷一號二號三號四號五號六號	同金貳圓
同 七號八號九號十號十一號十二號	同金壹圓
第十六卷一號二號三號四號五號六號	同金壹圓
同 七號八號九號十號十一號十二號	同金壹圓
東京市内外交通に關する調査書	同金拾八圓
震害調査報告書(一、二、三)	同金貳圓五十錢
土木工事寫真集	同金貳圓五十錢

本會會員轉居又は旅行の場合の注意

會員の住所の不明なるときは會誌の配布を始め其他通信上に差支候に付尙轉居の際は至急明細に御通知相成度又御旅行等にて御不在となるも會費支拂には差支なき様御配慮相成たし

會 費 納 付 に 付 注 意

本會々費は下記の通りにして本會より發する振替集金に對し是非御支拂願度事若し此の集金書へ十五日間中三回の取立金支拂なき場合は最寄郵便局に就き本會振替口座東京一六八二八番に(拂込用紙通信欄に會費たる事を記入の事)御拂込相成度尙會費一時納付の御豫定又は其の他の都合に依り支拂なき場合は直に御通知相煩度

朝鮮滿洲の一部及び青島等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末迄送集金を受けざるときは爲替其他の方法に依り直ちに御送金相成たし

會員種格	會 費 年 額	自一月 至四月 第一期分二月徴收	自五月 至八月 第二期分六月徴收	自九月 至十二月 第三期分十月徴收
會 員	金拾八圓	金六圓	金六圓	金六圓
准 員	金拾貳圓	金四圓	金四圓	金四圓
學 生 員	金七圓五十錢	金貳圓五十錢	金貳圓五十錢	金貳圓五十錢

新に入會したるものは月割算として入會の翌月集金を發す

會 費 未 納 に 付 注 意

會費は從來年額を第一期第二期第三期に分割し毎年二月六月十月に振替貯金郵便として取立方を郵便局に依託の處々々集金郵便に對して放なく支拂を拒絶し尙他の方法に依りても送金なき者あれ共斯くては會費滞納者として遺憾ながら規則第十三條第一項に依り遂に會誌の配布を停止せらるゝに至るべく又本會に於ても未納金督促の手數一通ならず故に今後右様のことなき様特に御留意の上集金郵便に御拂込相成たし

會 誌 未 着 の 場 合 の 注 意

會誌は毎年毎月十五日(印刷又は原稿等の都合に依り遅延する事あり)に發行し漏なく配付すべきに付未着の場合には一應本會に御照會相成たし從來往々發行後數ヶ月経過して照會せらるゝ向あるも斯くては殘部皆無となり遺憾ながら配布不可能のことあるべきに付御留意相成たし

土木學會定款

總 則

第一條 本會ハ土木工學ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ土木學會ト稱シ事務所ヲ東京市麴町區八重洲町一丁目一番地ニ置ク
事務所ノ位置ノ變更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員會ニ於テ之ヲ決議シ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ行フコトヲ得

第三條 本會ハ地方ニ支會ヲ設クルコトヲ得

會 員

第四條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會員タルコトヲ得

一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ五箇年乃至十箇年以上其業務ニ從事シタル者

二 土木工事設計ノ技能ヲ有シ五箇年以上重要ナル工事ヲ擔任シタル者

第五條 本會ニ贊助員准員及ヒ學生員ヲ置クコトヲ得其資格及ヒ權利義務ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

第六條 會員ニシテ本定款若シハ土木學會規則ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ汚スノ行爲アリト認メラレタル者アルトキハ本會ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

會 費

第七條 會員ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會費ヲ負擔ス

役 員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | |
|---------|-----|
| 一 會 長 | 一 名 |
| 二 副 會 長 | 二 名 |
| 三 常 議 員 | |

常議員ノ數ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

第九條 本會ノ理事ハ三名トシ會長及ヒ副會長ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 役員ハ總會ニ於テ東京市及ヒ其附近在住會員中ヨリ帝國在住會員ノ投票ニ依リ之ヲ選舉ス
同數ノ投票ヲ得タル者二人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス

第十一條 會長ノ任期ハ一箇年トシ重任スルコトヲ得ス

副會長及ヒ常議員ノ任期ハ二箇年トシ毎年其半數ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス

第十二條 役員ニ臨時缺員ヲ生シタルトキハ役員會ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得

補選セラレタル役員ハ前任者ノ殘期間在職スルモノトス

第十三條 役員會ハ會長副會長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十四條 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ權限ニ屬セシメサル會務ハ總テ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ處理ス

會 計

第十五條 本會ノ經費ハ會費寄附金其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

會 合

第十六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ爲スヘシ

第十七條 本會ハ土木學會規則ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十八條 總會ハ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ召集ス

第十九條 總會ニ於テ出席員四分ノ三以上ノ同意アルトキハ第二十二條ノ場合ヲ除クノ外豫メ通知セザリシ事項ニ就キ決議ヲ爲スコトヲ得

第二十條 會員ハ自ら會場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ與カリ又ハ表決ヲ爲スコトヲ得ス但シ第十條ノ役員

選舉ニ關シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得

雜 則

第二十一條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木學會規則ヲ以テ之ヲ規定ス

土木學會規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 總會ニ於テ全會員五分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得

改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第二十三條 第一回ノ會長、副會長及常議員ハ定款第十條ヲ準用シ發起人總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 第一回ニ選舉セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員ノ各半數ノ任期ハ大正五年一月ノ總會迄トシ副會長及常議員ノ殘半數ノ任期ハ大正六年一月ノ總會迄トス

土 木 會 學 規 則

第一條 會員タラント欲スル者ハ會員三名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

前項ノ希望者アリタルトキハ會長ハ之ヲ役員會ノ議ニ附シ入會ノ可否ヲ定ム

第二條 入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金拾圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ會員名簿ニ登錄ス

第三條 退會セント欲スル者ハ其旨ヲ會長ニ申出ツヘシ

第四條 本會ノ趣旨ヲ贊成シテ一時ニ金貳百圓以上又ハ之ニ相當スル物件ヲ寄附スル者ヲ贊助員トス

第五條 贊助員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ會長ニ差出スヘシ

寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ贊助員名簿ニ登錄ス

第六條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得

一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケタル者

二 工學ノ智識ヲ有シ三箇年以上土木ニ關係アル業務ニ從事シタル者

第七條 准員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金五圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登錄ス

第八條 工學専門ノ高等學校程度以上ノ學校在學中ノ者ハ學生員タルコトヲ得

第九條 學生員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金貳圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ學生員名簿ニ登錄ス

第十條 贊助員、准員及ヒ學生員ハ會務ノ議定ヲ除クノ外會員ノ權利ヲ享有ス

第十一條 准員カ會員ニ又ハ學生員カ准員若クハ會員ニ轉セントスルトキハ各其資格ニ該當スル入會ノ手續ヲ準用ス但入會金ハ各其差額ヲ納付スヘシ

第十二條 會員ノ會費ハ年額金拾八圓トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

新ニ入會シタル者ハ月割ヲ以テ會費ヲ納付スヘシ

一時ニ金百六拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十三條 會員六箇月以上會費ノ納付ヲ怠リタルトキハ會長ハ役員會ノ議ヲ經テ會員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得

怠納二箇年ニ及フ者ハ定款第六條ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第十四條 退會其他ノ事由ニ依リテ會員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既ニ納付シタル會費ノ返還ヲ求ムル事ヲ得ス

又本會ニ對シテ負フタル債務ハ之ヲ辨償スヘシ

第十五條 准員ノ會費ハ年額金拾貳圓トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

一時ニ金百拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十六條 前條第二項ノ准員カ會員ニ轉シタルトキハ其會費ハ年額金六圓トシ轉シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

前項ノ會員カ更ニ一時金三拾圓ヲ納付シタル時ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十七條 學生員ノ會費ハ年額金七圓五拾錢トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

第十八條 會長ハ本會ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ役員會ノ議長トナル

副會長ハ學長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十九條 定款第八條ノ常議員ノ定員ハ八名トス

定款第十條ノ其附近ノ區域トハ東京市隣接ノ各郡及横濱市トス

第二十條 會長ハ退任後ト雖役員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一 主 事	二 名
二 編輯委員長	一 名
三 編輯委員	若干名

第二十二條 主事ハ庶務會計又ヒ會誌刊行ノ事務ヲ掌ル

第二十三條 編輯委員長及ヒ編輯委員ハ會誌原稿撰定ノ事ヲ掌ル

第二十四條 役員及ヒ職員ハ總テ名譽職トス

第二十五條 職員ハ役員會ニ於テ會員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ一箇年トス但シ再選セララルコトヲ得

第二十六條 會長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得

第二十七條 會長ハ毎年十一月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一箇年收支豫算ヲ調製シ役員會ノ承認ヲ經ヘシ

第二十八條 會長ハ毎年一月ニ於テ前年中ノ收支決算財産債權及ヒ債務ノ狀況ヲ調査シ役員會ノ承認ヲ經テ同月ノ總會ニ報告スヘシ

第二十九條 豫算費目内ノ支出ハ會長之ヲ專行スルコトヲ得

豫算費目ノ流用ハ役員會ノ議決ヲ得ルヲ要ス

第三十條 會長ハ常用雜費ノ支拂ノ爲メ役員會ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 總會ハ毎年一月之ヲ開ク

總會ニ於テハ會長講演ヲ爲ス

第三十二條 臨時總會ハ役員會カ必要ト認ムルトキ又ハ全會員十分ノ一以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク

第三十三條 役員會ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 總會及ヒ役員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 本會ハ毎年三回以上講演會ヲ開キ毎年六回以上會誌ヲ發行ス

第三十六條 本會ハ土木工學又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ

第三十七條 本會ハ本會會誌所載ノ論說報告等ニシテ優秀ナルモノニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ賞牌ヲ贈ルコトアルヘシ

第三十八條 定款第六條並本則第一條第二項及ヒ第三條ノ規定ハ贊助員、准員及ヒ學生員ニ本則第十二條第二項第十三條及第十四條ノ規定ハ准員及ヒ學生員ニ之ヲ準用ス

第三十九條 支會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 總會ニ於テ全會員十分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得但シ修正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第一回ノ職員ノ任期ハ大正五年一月マテトス

土木學會關西支部規定

第一條 大阪ニ支會ヲ置キ之レヲ關西支部ト稱ス

第二條 支部ニ支部長ヲ置キ支部ニ關スル一般事務並ニ左ノ事業ヲ委囑ス

講 演 會

見 學 旅 行 土 木ニ關ル研究調査

前項以外ノ事業ニ就テハ會長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

支部長ハ本會役員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三條 支部長ハ左ノ府縣在住ノ會員ノ互選ニヨリ會長之レヲ委囑ス

京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣

第四條 支部長ノ任期ハ一ケ年トシ重任スルコトヲ得ス

第五條 支部ニ左ノ職員ヲ置キ支部長之レヲ委囑シ會長ニ報告スルモノトス

商 議 員 若 干 名

幹 事 長 一 名

幹 事 若 干 名

第六條 支部長ハ毎年十月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一ケ年收支豫算ヲ調製シ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 支部長ハ毎年一月十日迄ニ於テ前年中ノ收支決算並ニ事業一般ニ付會長ニ報告シ收支決算ニ付テハ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第八條 支部長ハ支部職員ノ數任期其ノ他ニ關スル内規ヲ作製シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

附 則

第一回ノ支部長ハ發起人會ノ選舉ニヨリ會長之レヲ委囑ス

寄稿に関する注意事項

- (1) 御寄稿は成るべく本會の原稿用紙を用ひ横書きとすること、原稿用紙は御請求次第送附す。
 - (2) 御寄稿は止むを得ざる場合の外は成るべく本會の原稿用紙 150 枚（本會誌 50 頁）程度とされたし、若し前記頁數を超過する場合は適宜其の程度に縮少を御願ひすることもあるべし。
 - (3) 假名は平假名とし、數字はなるべくアラビヤ文字を用ひられたし。
 - (4) 歐字は特に明瞭に認むること。
n と u, u と v, r と v, a と α, r と γ
其の他頭字と小字とを判然たらしむる事。
 - (5) 原稿には必ず冒頭に英文表題及内容梗概を添附されたし。
 - (6) 附圖附表に就ては次の各項に御注意ありたし。
 - (イ) 圖面はその儘縮寫し得る様にトレーシング・ペーパー、オイル・ペーパー、トレーシング・クロス等とす。
 - (ロ) 凡て墨色を用ひインキ類或は彩色を施さざる事。
 - (ハ) 方眼紙は青野のものを用ひ（黄色、赤色の罫は使用せざる事）縦横線を必要とする部分には豫め墨線にて之を描き置かれたし。
 - (ニ) 圖表中の文字、數字は特に大きく肉太に書し縮寫したる後明瞭たらしむる事。
 - (ホ) 圖表類は製版の都合上可なり汚損するものと豫め御含み下されたし。
- (7) 寫眞は特に明瞭なるものを送られたし。
- (8) 講演、論說報告の各欄に掲載の分には抜刷 20 部を寄稿者に贈呈するものとし、尙寄稿者の希望に依り實費にて御要求に應ずる事あるべし。
算式其の他の記し方大體標準。
 - (1) 本文、文字間に算式を挿入する場合には次の如く記すこと。 a/b と書き $\frac{a}{b}$ を避けること。 $(a+b)/(c+d)$ と書き $\frac{a+b}{c+d}$ を避けること。
 - (2) 獨立したる列に算式を記す場合は次の如く記すこと。 $\frac{1}{3}x$ と書き $\frac{x}{3}$ を避けること。 $\frac{1}{2}(a+b)$ と書き $\frac{a+b}{2}$ を避けること。 $\frac{a}{b+c/d}$ と書き $\frac{a}{b+c\frac{1}{d}}$ を避けること。
 - (3) 千以上の數字は 53 247 000 の如く 3 つ單位に間隔をあけること。
 - (4) 名數は次の如く記し括弧の中の様を書くことを避くること。
83.4 尺（八丈三尺四寸）、7 吋（七吋）、35 錢（三十五錢）、13.56 圓（十三圓五十六錢）、1~4 時間（一乃至四時間）、88 326 噸（八萬八千三百二十六噸）、1929 年 1 月 1 日（千九百二十九年一月一日）。

新入會者にして既刊會誌希望者に告ぐ

本會々誌は新入會者には入會の月より以降發行に係るものより配布致すべきに付其の以前の會誌御希望の場合は一部に付下記金額振替口座東京一六八二八番に拂込み用紙通信欄に其旨記入請求せられたし

残 部 内 譯

第五卷一號二號	一部金壹圓
第六卷六號	同金壹圓五十錢
第七卷二號三號四號	同金壹圓
第八卷一號	同金貳圓
第九卷一號二號三號五號六號	同金貳圓
第十卷二號三號四號五號六號	同金貳圓
第十一卷二號	同金貳圓
第十二卷二號三號五號六號	同金貳圓
第十三卷二號三號六號	同金貳圓
第十四卷一號二號三號四號五號六號	同金貳圓
第十五卷一號二號三號四號五號六號	同金貳圓
同 七號八號九號十號十一號十二號	同金壹圓
第十六卷一號二號三號四號五號六號	同金壹圓
同 七號八號九號十號十一號十二號	同金壹圓
東京市内外交通に關する調査書	同金拾八圓
震害調査報告書(一、二、三)	同金貳圓五十錢
土木工事寫真集	同金貳圓五十錢

本會會員轉居又は旅行の場合の注意

會員の住所の不明なるときは會誌の配布を始め其他通信上に差支候に付尙轉居の際は至急明細に御通知相成度又御旅行等にて御不在となるも會費支拂には差支なき様御配慮相成たし

會 費 納 付 に 付 注 意

本會々費は下記の通りにして本會より發する振替集金に對し是非御支拂願度事若し此の集金書へ十五日間中三回の取立金支拂なき場合は最寄郵便局に就き本會振替口座東京一六八二八番に(拂込用紙通信欄に會費たる事を記入の事)御拂込相成度尙會費一時納付の御豫定又は其の他の都合に依り支拂なき場合は直に御通知相煩度

朝鮮滿洲の一部及び青島等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末迄送集金を受けざるときは爲替其他の方法に依り直ちに御送金相成たし

會員種格	會 費 年 額	自一月 至四月 第一期分二月徴收	自五月 至八月 第二期分六月徴收	自九月 至十二月 第三期分十月徴收
會 員	金拾八圓	金六圓	金六圓	金六圓
准 員	金拾貳圓	金四圓	金四圓	金四圓
學 生 員	金七圓五十錢	金貳圓五十錢	金貳圓五十錢	金貳圓五十錢

新に入會したるものは月割算として入會の翌月集金を發す

會 費 未 納 に 付 注 意

會費は從來年額を第一期第二期第三期に分割し毎年二月六月十月に振替貯金郵便として取立方を郵便局に依託の處々々集金郵便に對して放なく支拂を拒絶し尙他の方法に依りても送金なき者あれ共斯くては會費滞納者として遺憾ながら規則第十三條第一項に依り遂に會誌の配布を停止せらるゝに至るべく又本會に於ても未納金督促の手數一通ならず故に今後右様のことなき様特に御留意の上集金郵便に御拂込相成たし

會 誌 未 着 の 場 合 の 注 意

會誌は毎年毎月十五日(印刷又は原稿等の都合に依り遅延する事あり)に發行し漏なく配付すべきに付未着の場合には一應本會に御照會相成たし從來往々發行後數ヶ月経過して照會せらるゝ向あるも斯くては殘部皆無となり遺憾ながら配布不可能のことあるべきに付御留意相成たし